

村上市の高齢者虐待の状況と 虐待防止に関する取組について



令和7年2月13日（木）

令和6年度 高齢者虐待防止ネットワーク会議

【虐待相談・対応件数】

(注)令和6年度については、
令和7年1月31日までの集計

	令和5年度	令和6年度
相談通報件数	35	25
虐待を受けた または受けたと思われる と判断した事例	29	15
虐待ではない または虐待の判断に 至らなかった事例	6	9

【相談・通報者】 ※複数回答有

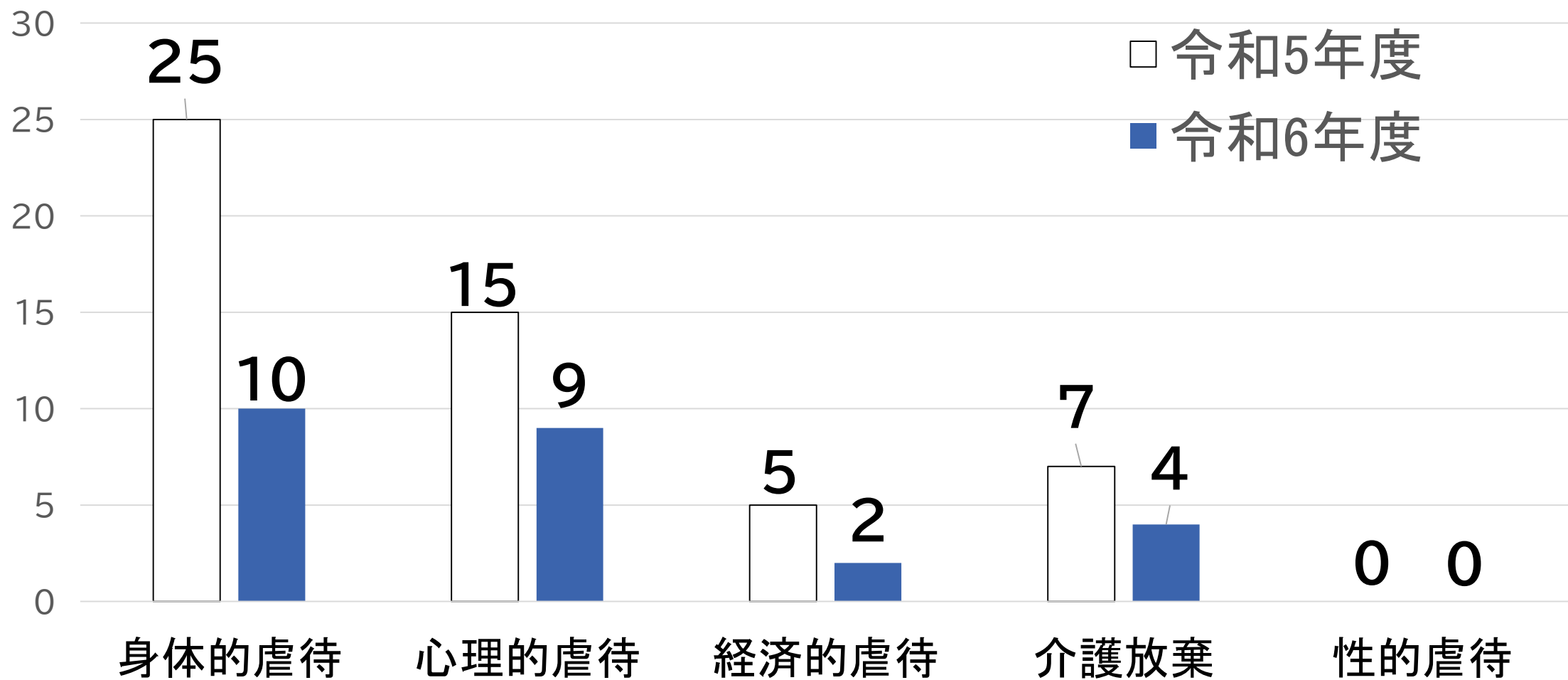
▼令和5年度 (件)

1	警察	11
1	介護支援専門員	11
2	介護保険事業所職員	6
3	家族・親族	5
4	被虐待者本人	3

▼令和6年度 (件)

1	警察	11
2	介護支援専門員	9
3	被虐待者本人	3
4	家族・親族	2
4	介護保険事業所職員	2

【虐待の種別】 ※複数回答有



(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

【虐待発生要因・虐待者側】 ※複数回答有

▼令和5年度 (件)

1	高齢者との虐待発生までの人間関係	18
2	介護疲れ・介護ストレス	16
3	知識や情報の不足	15

▼令和6年度 (件)

1	高齢者との虐待発生までの人間関係	13
2	家庭環境(生育歴・虐待の連鎖)	11
3	理解力の不足や低下	9

【虐待発生要因・被虐待者側】 ※複数回答有

▼令和5年度 (件)

1	認知症の症状	17
2	身体的自立度の低さ	12
3	排泄介助の困難さ	10
	精神障害(疑いを含む)・高次脳機能障害・知的障害・認知機能の低下	

▼令和6年度 (件)

1	精神障害(疑いを含む)・高次脳機能障害・知的障害・認知機能の低下	9
2	身体的自立度の低さ	7
3	排泄介助の困難さ	6
4	認知症の症状	5

【虐待発生要因・家庭】 ※複数回答有

▼令和5年度 (件)

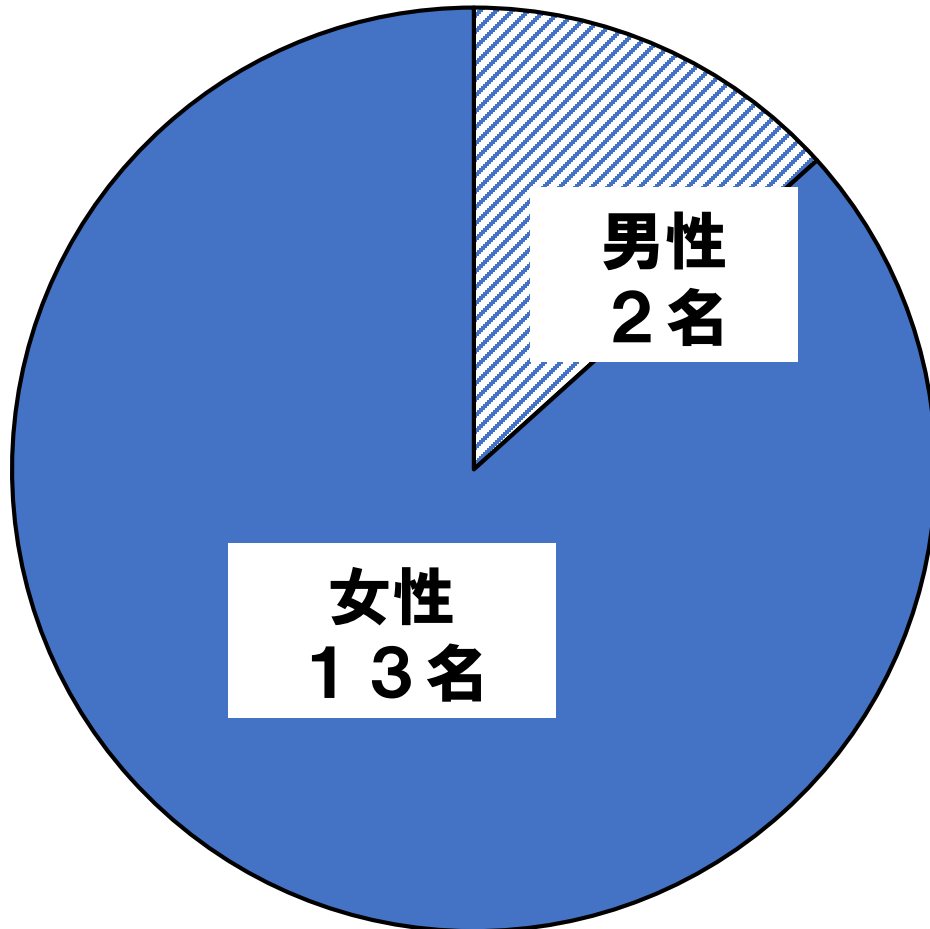
1	(虐待者以外の)他家族との関係の悪さ、家族関係の問題	15
2	経済的困窮・債務	9
3	(虐待者以外の)家族・親族の無関心・無理解・非協力	6

▼令和6年度 (件)

1	(虐待者以外の)他家族との関係の悪さ、家族関係の問題	9
2	(虐待者以外の)家族・親族の無関心・無理解・非協力	5
3	家庭内の経済的利害関係(財産・相続)	4

【被虐待者の状況①】

▼性別



▼年齢

(人)

65～69歳	0
70～74歳	1
75～79歳	4
80～84歳	6
85～89歳	2
90歳以上	2

(注) 令和6年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

【被虐待者の状況②】

▼介護保険申請状況 (人)

未申請	非該当 (自立)	申請中	認定済み
5	1	0	9

認知症日常生活
自立度Ⅱ以上

6人

▼認定済み者の要介護度 (人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	1	2	1	3	1	0

(注) 令和6年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

【世帯の状況】

▼家族形態 (人)

単身世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別した子と同居	子夫婦と同居	その他
2	1	7	1	2	2

▼虐待者との同居・別居 (人)

虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他
5	7	3	0

(注) 令和6年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

【被虐待者・虐待者の関係】 ※複数回答有

▼被虐待者から見た虐待者の続柄 (人)

夫	妻	息子	娘	嫁	その他
5	0	7	2	1	1

▼虐待者の年齢 (人)

20歳未満	20～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90歳以上
0	0	0	6	3	2	0	1	3	1	0

(注) 令和6年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数について集計
(注) 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしたため延べ人数

【虐待事例への対応状況】

▼分離の有無	(人)	
分離を行った	分離を行っていない	虐待判断時にすでに分離 (転居・入院等)
6	20	2

- ◎経過観察(見守り)
- ◎虐待者への助言、指導
- ◎サービスの見直し

(人)					
契約による 介護保険サー ビスの利用	やむを得ない 事由による 措置	緊急 一時保護	医療機関への 一時入院	転居等	左記以外の 住まい・施設 等の利用
2	1	0	1	1	1

(注)調査の対象となったすべての虐待判断事例における被虐待者について集計

【その他の虐待 ／ 高齢者虐待防止法に準ずるもの】

① セルフネグレクト	1件
② 養護・被養護の関係にない65歳以上の 高齢者への虐待（下記 ③の件数を除く）	3件
③ お互いに自立した65歳以上の夫婦間の ドメスティックバイオレンス	2件

（注）令和6年度内に高齢者虐待防止法に準ずる何かしらの対応があった場合について集計

今後の課題

「世帯の中で複数の問題を抱えている ～複雑化～」

- 被虐待者、虐待者の他、同居家族も障害や疾病、お金など生活上の様々な問題を抱える
- 高齢者虐待の前から、福祉・保健・介護の支援者がかかわっている場合もある
→より密に関係機関が連携・情報共有して複数人でアプローチ(支所問題あり)

「虐待防止・早期発見のための普及啓発のやり方」

- 『高齢者虐待』のみをテーマにした啓発の難しさ
- これまでは市報掲載や関係者にパンフレット配布等の取組が中心
→多様な媒体の活用を検討・抱き合わせ(認知症や成年後見等)で講座や研修会

「スピーディーな虐待対応」

- 状況判断(緊急性、事実確認)をできるだけ早く実施したい
- 通報・相談後に支所、本庁でいつでも同じ対応をしたい
→職員数や兼務量の変化(特に支所)
→まずは緊急的な介入が必要な場合のフローチャートから



それぞれの立場から ～虐待防止対応マニュアルを踏まえて～

- ・ こういう支援があったら
- ・ 実際にこんな連携を取った
- ・ 現場ではこんなことに苦慮している
- ・ こんなときはどうしたらいいのか
- ・ 普段の生活や業務のなかで、日ごろ感じること



I 高齢者虐待の定義

【ポイント】

- 高齢者虐待は、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に分類され、市では身体的虐待、介護・世話の放棄・放任が多い。
- 虐待の被害者は、女性や75歳以上の高齢者、認知症高齢者に多く、高齢者本人と同居している者が虐待しており、より弱い者に虐待が向けられている傾向がある。
- 被虐待者のほとんどが何らかの認知症を有し、虐待の対象は、比較的軽度の認知症状を有する高齢者の割合が高くなっている。
- 虐待の要因は、認知症や介護ストレスと強い関連を示している。

1 高齢者虐待の定義について

（１）高齢者虐待防止法の成立

平成17年11月1日「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、いわゆる「高齢者虐待防止法」が成立し、平成18年4月1日から施行されています。（法律条文はP42参照）

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を「養護者（介護をする家族等）による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の2つに分けて定義しています。

なお、同法が規定する「養介護施設従事者等」には、介護保険施設や居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業など、高齢者の生活支援に関する様々なサービスに従事する者を含みます。

高齢者とは65歳以上の人で、高齢者虐待の定義についても、①身体的虐待 ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待の5分類で定義されました。

（２）高齢者虐待に関連して対応が必要な範囲

高齢者虐待防止法で定められた高齢者虐待の定義をより広い意味で捉えると、「高齢者が他者からの不適切なかかわりによって、権利利益が侵害され、生命や心身又は生活に何らかの支障を来している状況又はその行為」と考えられます。

介護保険法では、市町村が地域支援事業において「高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他高齢者の権利擁護のために必要な援助を行う事業」を実施することを義務づけています。

このため市は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されたりするなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

Ⅱ 高齢者虐待対応の全体像

【ポイント】

- 高齢者虐待防止法で、虐待の定義や通報義務・立入調査等が規定されている。
- 村上市地域包括支援センターが高齢者虐待に関する相談窓口となる。
(P6 高齢者虐待対応フローチャートを参照)
- 高齢者虐待が疑われる場合は、コアメンバーによる緊急性の判断、事実確認等を行い、必要に応じて虐待対応ケア会議を開催し、対応していく。

1 介入の根拠となる法律や規定等

高齢者虐待防止法では、虐待を受けた高齢者を迅速かつ適切に保護し、また介護を行う側の家族等を支援するため、市町村をはじめ、国、都道府県、国民、保健・医療・福祉関係者それぞれの責務が明確に位置づけられました。虐待の定義や通報の義務、立入調査や連携協力体制及び罰則等が規定され、法的な裏付けのもと、市においても支援体制整備が求められています。

また平成 18 年の介護保険制度改正の中で新たに創設された「地域包括支援センター」に、高齢者虐待に関しての対応が加えられました。

老人福祉法においても、高齢者の実情把握、情報提供、相談、調査、指導については、市町村の設置する福祉事務所の役割として規定しています。

平成 12 年の介護保険法施行から、介護サービスの仕組みは「措置から契約」に移行し、「介護の社会化」が進んでいます。同年には成年後見制度が施行され、認知症高齢者や知的及び精神障がい者など判断能力が不十分な方のための権利擁護の仕組みが作られました。そして身寄りがない人などのために、成年後見等の開始審判の市町村長申立てが制度化されています。

日常生活自立支援事業は、成年後見制度を補完する役割として、社会福祉協議会によって行われています。認知症高齢者などの判断能力が不十分な方や、日常生活に不安のある方のために、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行い、地域社会で自立した生活が送れるよう支援する制度です。

以上のような法的根拠や規定に基づき、高齢者虐待問題に対応していくことになります。

2 高齢者虐待への対応の流れ（養護者による高齢者虐待の場合）

村上市の虐待対応では、「高齢者虐待対応フローチャート」のように、村上市地域包括支援センターが総合相談窓口となります。そして地域包括支援センターが高齢者虐待防止ネットワークの中心となり、高齢者虐待の通報・相談があった場合は必要に応じて関係者（メンバー）を集め、虐待対応ケア会議（事例分析）を開催します。

- (1) 気づき・発見
- (2) 通報・相談の受付
 - 本人、家族からの相談
 - 近隣住民や民生委員からの相談
 - 医療機関からの相談
 - ケアマネジャーや介護サービス事業者からの相談
 - 介護保険の認定調査員からの相談
 - 保健師の訪問から
 - 地域包括支援センターの実態把握から
 - など
- (3) 状況判断（市と地域包括支援センターによる）
 - 緊急性の判断
 - 事実確認
- (4) 虐待対応ケア会議の開催
 - チームメンバーの確認
 - メンバー間でアセスメント情報共有
 - 支援方針・目標の共有
 - 役割の明確化
 - モニタリングや再アセスメント時期の確認
- (5) 関係機関・関係者による支援の実施
 - 【虐待発生の危険性もしくは兆候がある】
 - 【虐待が発生しているが、既存の枠組みでの対応が可能】
 - 地域での見守りや地域包括支援センター等による訪問
 - 介護保険サービスの導入・ケアプランの見直し
 - 介護についての知識や技術の情報提供
 - 社会福祉事務所、保健部門との連携
 - 【積極的な介入の必要性が高い場合】
 - 医療機関への一時入院
 - 介護保険利用によるショートステイ・施設入所
 - やむを得ない事由による措置
 - （短期入所生活介護の利用、特別養護老人ホームへの入所等）
 - 養護老人ホームへの短期宿泊・措置入所
- (6) 定期的な訪問等によるモニタリング
- (7) 支援の終結

(4)(5)(6)を行ったり来たりすることが想定されます。

気づき・発見

【ポイント】

○気づきの視点を身につけましょう。(高齢者虐待発見チェックリストを参照)

あなたの身近にこんなことはありませんか？

- ・高齢者が「怖いから家にいたくない」「自由に使えるお金がない」と訴えていませんか？
- ・身体に傷やあざを見つけることはありませんか？
- ・急に外出が少なくなった高齢者はいませんか？
- ・汚れたままの衣類を着ている、身体から異臭がする高齢者はいませんか？
- ・家族から介護の辛さを訴えられることはありませんか？
- ・保健・福祉関係者と話をする、援助を受けることを躊躇している家族はいませんか？
- ・住居がきわめて不衛生になっているお宅はありませんか？
- ・近所付き合いが少なく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられるお宅はありませんか？
- ・医師への受診や入院の勧めを拒否している家族はいませんか？
- ・高齢者の悲鳴や家族の怒鳴り声、物が投げられる音が家から聞こえてくることはありませんか？

こんなことが「気づき」を難しくしています

虐待を受けている高齢者が

- ・波風を立てたくなく、他人に話すことをためらっている。
- ・介護してもらっているからと、家族等に遠慮して、言い出せない。
- ・身内の恥だと思い、口外しない。
- ・認知症のために、うまく意思表示できない。

虐待をしている人が

- ・高齢者を励ますつもりでやっているなど、不適切だと思っていない。

周囲の人々が

- ・家庭を「聖域」と捉え、家族間の問題には関与できないと考えている。

「高齢者虐待」は身近に起こりうる問題です。虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く関係者の『気づき』が大切です。

高齢者が、不当な扱いや虐待を受けていることが疑われる場合の例を次ページに示します。虐待事例の発見には、このようなチェックリストを利用することも有効です。

IV 通報・相談

【ポイント】

- 「あれ?」「おや?」と思ったら、まず相談すること。
- 一人で悩まない、抱え込まないことが大切。
- 市（地域包括支援センター）では、誰からの通報か分からないように対応していく。

発見したらどこへ知らせればいいの？

高齢者虐待に関する村上市の総合相談窓口 村上市地域包括支援センター

村上市役所（本庁）介護高齢課・村上市地域包括支援センター

代表☎0254-53-2111（内線 3431・3432・3433）

直通☎0254-75-8937

各支所 地域振興課 地域福祉室

山北地区 ☎0254-77-3113

神林地区 ☎0254-66-6113

朝日地区 ☎0254-72-6887

荒川地区 ☎0254-62-3104

『発見した人には通報する義務があります』

（高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。）第7条）

- 高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている

→市町村に通報しなければならない【義務】

- 上記のように「生命、身体に重大な危険が生じている」段階にはいたらないが、高齢者虐待を発見した

→市町村に通報するよう努力しなければならない【努力義務】

早期発見への近道

必ずしも虐待行為を裏づける具体的な証拠がなくても、「虐待と思われる」場合も通報の対象範囲に含まれます。

また、虐待をしている人や虐待を受けている高齢者が、「虐待をしている・受けている」という認識がないケースもありますが、こうした場合も当事者の自覚の有無に関わらず、客観的にみて権利侵害が行われている場合には、その行為は「虐待」とみなされます。

高齢者虐待とおぼしきサインを見つけた場合には、まず相談して下さい。

通報（相談）したことを知られたくないのですが・・・

通報（相談）や届け出を受けた市町村や地域包括支援センターの職員には、職務上知り得た通報者等を特定する情報を漏らしてはならない、という守秘義務が課せられています。（第8条、第17条第2項）

役割とネットワーク

1 地域における関係機関に期待される役割

高齢者虐待は複雑な問題をかかえている家庭で起きやすいことから、一つの機関で対応できないことが多く、地域の各関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応することが重要です。

関係者・機関が連携する上で最も大切なことは、それぞれの役割を明確にし、「何ができるのか」「何を期待されているのか」という認識を共有することです。

以下は、それぞれの機関についての役割や期待するものについてまとめています。

市

- ・ 通報や届出に基づき、高齢者の安全確認及び事実確認のための調査を地域包括支援センターと連携して実施
- ・ 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる場合の立入調査
- ・ 立入調査の際に、必要に応じて警察署長に対する援助要請
- ・ 老人福祉法に基づく職権での施設入所や在宅サービスを提供する措置
- ・ 市長申立てによる成年後見制度の申請手続き
- ・ 養介護施設従事者等による虐待についての調査及び県への報告

地域包括支援センター

- ・ 高齢者虐待に関する相談窓口、通報・届出の受理窓口
- ・ 通報等による高齢者の安全確認及び事実確認
- ・ 市による立入調査に同行
- ・ ケアマネジャーやサービス提供事業者等から、虐待への対応について相談があった場合の助言や支援
- ・ 高齢者虐待の防止、早期発見のため関係機関とのネットワークの構築
- ・ 虐待対応ケア会議等により支援策を検討
- ・ 高齢者の権利擁護に関する地域住民への広報、啓発普及活動

地域住民（自治会・民生委員・人権擁護委員等）

- ・ 地域における身近な情報のキャッチや通報（相談）、見守りや声かけ

居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

- ・ 利用者宅訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス提供事業者からの報告等による、虐待状況の把握
- ・ 虐待（と思われる）ケースを発見した場合は、サービス提供事業者等から情報収集を行い、地域包括支援センターに通報（相談）
- ・ 在宅サービスの調整（ケアマネジメント）による高齢者や家族への支援

介護サービス事業所

- ・サービスの提供の中で、高齢者の状況を観察
- ・虐待と疑われる状況があれば速やかにケアマネジャーに報告、生命に危険があるような場合は、地域包括支援センターに通報

社会福祉協議会

- ・日常生活自立支援事業による高齢者の支援
- ・介護サービスの提供や紹介
- ・地域の福祉に係る相談等を通じて、虐待の疑いがある場合は通報（相談）

医療機関

- ・診療を通して高齢者の不審な怪我やあざの把握
- ・診察時に虐待の疑いを感じたら、地域包括支援センターに連絡
- ・施設利用する際の診断書作成、入院の必要性の判断

法律機関（弁護士会・司法書士会等）

- ・民事上、刑事上の訴訟時等における法律相談、助言
- ・成年後見制度における第三者の成年後見人等

警察・消防

- ・地域の安全の見守り
- ・通報や搬送時に虐待と疑われるものがあれば、地域包括支援センターに連絡
- ・市による立入調査の際、状況に応じて調査に同行

2 高齢者虐待防止ネットワークの構築

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者を適切に支援するため、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備しなければならないとされています。（第16条）

村上市では、地域包括支援センターが中心となった次の三つの機能からなる高齢者虐待防止ネットワークを組織し、相互の連携を図るために「村上市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催しています。

（１）早期発見・見守りネットワーク

高齢者や養護者に対する日常的なかかわりを活かした『地域の目』の役割を果たします。身近な存在として相談を受けるなかで、「何か変だな」と感じる変化が見られれば、地域包括支援センターに伝えます。

またちょっとした声かけ、労いの言葉など、身近に見守り続けることが虐待の防止につながります。

[構成メンバー]

近隣住民、民生委員、自治会、人権擁護委員、老人クラブ、社会福祉協議会等

(2) 保健医療福祉サービス介入ネットワーク

介護保険事業者等から構成され、発生した虐待事例にどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行います。

また、虐待の疑いや危険が疑われる場合の早期発見機能を担います。早期に適切な対応をとることによって、問題が深刻化する前に解決することにもつながります。

[構成メンバー]

居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、医療機関、保健所等

(3) 関係専門機関介入支援ネットワーク

保健医療福祉分野の範囲を超える専門的な対応を必要とされる場合に協力を要請し、連携を図ります。

[構成メンバー]

警察、消防、保健所、精神科等を含む医療機関、弁護士、権利擁護団体
家庭裁判所等

これら三つの機能が役割を分担、連携して対応することによって高齢者虐待を防止し、問題が深刻化する前に高齢者や養護者に対する適切な支援を行うことが可能になると考えられます。

虐待対応の流れとネットワークのかかわり

(1) 気づき・発見→ネットワークを通じて虐待を発見

(2) 通報・相談の受付

→発見者から情報提供してもらう

(3) 状況判断（事実確認と情報収集）

→ネットワークを通じて事実を明らかにしていく

(4) 虐待対応ケア会議の開催

→ネットワークで情報や支援方針を共有する

(5) 支援の実施

→ネットワークを駆使した支援を行っていく

(6) モニタリング

→ネットワークを通じて情報収集

(7) 支援の終結

→日常を支える役割のネットワークへ、支援の中心をシフトする